

第3回印西市子ども・子育て会議 議題説明資料

今回、先日の会議で概要をご説明いたしました

「全天候型こどもの遊び場」の設置及び管理に関する条例の骨子（案）（構成案）について、書面にてご意見をいただきたく存じます。

なお、今回の書面会議は報酬の対象となります。

ご意見が特にない場合でも、「意見なし」としてご提出いただけますと幸いです。

また、今回は「条例」についてご意見を伺うにあたり、“条例とは何か”という基本事項も簡潔にご説明させていただきます。

条例・規則・要綱について

1. それぞれの役割

・**条例**：まちとして大切なことを決める「大枠のルール」です。施設をつくることや、利用できる人・料金の上限など、基本的な部分を定めます。※「公の施設」については、法律上、条例で定める必要があります。

・**規則**：条例を実際に動かすための「具体的な運用ルール」です。市長などが定め、申込み方法や減免の細かい条件、時間区分、様式などを定めます。

・**要綱・要領等**：現場での進め方をそろえる「内部手順書」のようなものです。受付の流れや点検方法など、日々の運営に関わる部分をまとめます。※市民の権利や料金など“重めの内容”は、要綱では扱いません。

【条例・規則・要綱の違い（比較表）】

区分	誰が決める？	役割	主な根拠
条例	市議会	大枠・基本ルール	地方自治法 141、244 条の 2
規則	市長	運用ルール（手続・基準等）	地方自治法 151
要綱・要領等	部署・市長	現場の手順書（内部準則）	実務上の内部規範

2. 今回「条例」が必要な理由

この遊び場は、誰でも利用できる公の施設にあたるため、設置や管理の基本は、条例で定めるという決まりがあります。

3. 今回の遊び場の内容（当てはめ：どこまでを条例／規則／要綱等で定めるか）

・**条例（大枠）**：施設の目的、名称・場所、行う事業、利用できる人、開館時間の基本、料金の上限、指定管理者制度の有無、減免の方針 など

・**規則（具体的な運用）**：申請・予約の方法、減免の細かい条件、還付の取扱い、時間区分の調整方法 など

・**要綱・要領等（現場の手順）**：当日の受付、混雑時の対応、安全点検、イベント運営の流れ など（条例・規則に従う）

今回ご意見をいただきたいのは「条例（大枠）」に関わる部分です。特に本文中の「赤字」は条例で規定が必要な要点です。

まずは、先日口頭にてご説明しました「全天候型こどもの遊び場の整備について」概要をご説明します。

本施設は、天候に左右されず、こどもが安全・安心に遊び・学び・交流できる屋内拠点として、イオンモール千葉ニュータウンCS棟2階に整備します。

イオンモール株式会社との公民連携により、アクティブゾーンはイオン側、クラフトゾーンは市が整備し、施設全体を市の「公の施設」として位置付け、指定管理者制度で運営します。白井市とは共同運営を行います。

【背景】児童人口の増加、印西市こども計画（R6）アンケートにおける屋内居場所ニーズの高まり、商業施設との連携によるアクセス性・回遊性の向上という利点を踏まえたものです。

この施設を公の施設として運営するため、設置の根拠、利用対象・利用時間、料金、指定管理による運営方法等の必要事項を定めるべく、「全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例」を制定します。

それでは、資料「全天候型こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例（案）の概要」に沿ってご説明します。

■ 1 ページ

目的は、天候・季節に左右されず、多様な遊び・学び・交流を提供してこどもの健やかな成長を支援し、あわせて子育て家庭の負担軽減と地域の子育て環境の向上を図ることです。

背景として、ロードマップや印西市こども計画での位置付け、イオンモールとの包括連携、児童人口の増加、アンケートでの屋内居場所ニーズの高まり等があります。

■ 2 ページ

効果は4点です。

① 成長支援（遊びで体力、学びで創造性・思考力）、② 子育て負担の軽減（天候に左右されない外出先）、③ 地域のにぎわい創出、④ 子育て支援拠点の強化。

利用イメージは、平日は未就学児と保護者・保育園等の代替活動、休日は家族利用・体験イベント等を想定しています。

■ 3 ページ

ここからが本題の条例の骨子案になります。

第1条～4条で目的、設置、名称・位置、事業内容を定めています。

続いて第5条～12条は、指定管理者制度に関する規定です。

■ 4 ページ

第13条～第20条については、施設の運用に関する規定です。

第13条、開館時間は**10時～20時**と規定いたします。なお、変更する場合は、市長の承認が必要になる旨、規定いたします。

第14条、休館日は施設（イオンモール）の休館日に準拠する予定です。なお、必要に応じ臨時休館（点検・工事等）も可能となるよう規定します。

第 15 条、利用できる者の範囲ですが、

利用の対象は **0 歳～12 歳**で、**保護者等（18 歳以上）同伴を原則**とします。

0 歳～12 歳とした理由は、こども計画策定時のアンケート調査でも、雨天・猛暑でも遊べる屋内の居場所ニーズが特に強いのは未就学児～小学生であることが明確に示されていました。また、印西市はこどもの転入が非常に多く、未就学児の人口規模が近隣市（成田市・佐倉市）の約 2 倍に達するほど大きいことから、この層にしっかり応えることが最も政策的効果の高い整備となります。

なお、保護者等につきましては、**高校生年代を除く、18 歳以上の大人**としますが、18 歳以下でも親権者の場合はこの限りではありません。

同伴を必須とする理由につきましては、こどもの安全確保と仮に問題が発生した際の迅速な対応のため、また、遊びを通じての親子のコミュニケーションや、親同士のコミュニケーションを図っていただく、このような目的がございます。

中学生以上の利用は対象以外としております。やはり、中学生以上は体格差や安全性の観点から、0 歳～12 歳の対象設備とは分ける必要がると考えます。

第 16 条、利用区分と利用時間ですが、

1 回 90 分を基本とする利用区分を条例で定め、混雑状況等に応じ、利用区分の変更や 90 分の利用時間に縛られない「フリー利用」も市長判断で可能としたいと思います。

なお、詳細については規則で規定いたします。

想定としては、1 回 90 分・1 日 5 クールを基本とし、各クール間に 30 分の清掃・点検等の時間を確保する予定です。

■ 5 ページ

第 21 条、利用料金ですが、

90 分あたりの上限額を別表で定め、その範囲で指定管理者が市長承認を得て料金設定をする仕組みとします。

こども・保護者とも同額で、**上限額、市内 500 円以内、市外 2,000 円以内**といたします。

なお、この市外「2,000 円」という額は、民間の類似施設における 90 分利用の料金相場（1,500 円～2,000 円）を踏まえ、上限を 2,000 円とするものです。

この施設は印西市の公共施設として、市民優先を実質化する観点から、市内料金はできるだけ低額に設定しつつ、市外は民間の相場（90 分 1,500～2,000 円）を踏まえた上限 2,000 円とすることで、公平性と運営効率のバランスを確保します。さらに、曜日・時間帯差を柔軟に設定できる仕組み（指定管理者が市長承認の上で料金設定）とし、混雑の平準化も図れるように規定したいと思います。

なお、白井市民は市内扱い（包括連携協定による共同利用）とします。

第 22 条、利用料金の減免ですが、

こちらは特別な理由がある場合の減免規定でございます。

具体的な基準・手続きは規則で定めることとしますが、0 歳児・障害者手帳所持者・その保護者等 1 名・生活保護世帯・市長基準該当者に減免を適用する予定です。また、減免は市外利用者にも適用いたします。

第 23 条、利用料金の還付ですが、
還付は原則なし。ただし、指定管理者判断で一部または全部の還付を可能とします。
こちらについても詳細は規則で定めます。

雑則として、第 24～第 27 条は、損害賠償、秘密保持、市による直接管理、委任を規定。
附則では、施行期日を令和 9 年 4 月 1 日とし、施行前の準備行為（募集・選定・指定等）を
可能にしています。

■ 6 ページ

今後のスケジュールです。

説明は以上でございます。

お忙しいところ大変恐縮でございますが、「別紙」にて
令和 8 年 3 月 27 日（金）までにご回答をお願いいたします。
期間が短く、誠に申し訳ございませんが、何卒、よろしく願いいたします。
なお、不明な点等ございましたら下記までご連絡いただければ幸いです。

【担当】

印西市健康子ども部子育て支援課
子ども政策係 担当：清田・三橋
TEL：0476-33-7580（直通）